

添付法令資料 3 :

電子システムを通じた取引 (PMSE) における事業者の事業許認可、広告、指導及び監督に関する2023年9月25日付インドネシア共和国商業大臣規則No. 31 (目次)
同月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 事業者 (第 2 条)
- 第 3 章 事業活動を行う要件 (第 3 条ないし第 22 条)
- 第 4 章 電子広告
 - 第 1 節 通則 (第 23 条ないし第 27 条)
 - 第 2 節 電子広告の表示及びアクセスの終了 (第 28 条ないし第 30 条)
 - 第 3 節 電子広告の監督 (第 31 条)
- 第 5 章 国内製品の優先 (第 32 条ないし第 36 条)
- 第 6 章 PMSE 分野の外国商事駐在員事務所 (第 37 条ないし第 41 条)
- 第 7 章 指導及び監督 (第 42 条ないし第 49 条)
- 第 8 章 行政制裁 (第 50 条ないし第 64 条)
- 第 9 章 終則 (第 65 条ないし第 67 条)